

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

実施方針（案）

令和2年1月

横浜市水道局

目次

第1 本事業の概要	1
1 事業の目的	1
2 事業内容に関する事項	1
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 事業者の募集及び選定方法	7
2 事業者の募集及び選定の手順	8
第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
1 入札参加者が企業グループである場合の構成等	11
2 共通の参加資格要件	11
3 各業務における参加資格要件	12
第4 審査及び選定に関する事項	15
1 評価委員会	15
2 落札者の決定	15
3 評価結果の公表	15
第5 落札後の手続き	15
1 SPC の設立	15
2 建設 JV の結成	15
第6 提出書類の取扱い	16
1 著作権	16
2 特許権等	16
第7 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1 基本的な考え方	16
2 要求水準	16
3 予想されるリスクと責任分担	16
4 事業の実施状況のモニタリング	16
第8 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項	17
1 敷地の立地条件	17
2 本施設の概要	17
第9 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	19
第10 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
2 水道局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	19
第11 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	20
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	20

第12	その他	20
1	予定価格	20
2	入札及び契約手続等	20
3	入札に伴う費用負担	20
4	情報公開及び情報提供	20
5	本事業の実施方針（案）に関する問い合わせ	20

別紙1	本事業の実施体制
別紙2	西谷浄水場平面図
別紙3	事業者管理範囲
別紙4	整備対象施設一覧
別紙5	新設対象施設配置（案）
別紙6	更新・耐震補強対象施設
別紙7	撤去対象施設
別紙8	閲覧資料一覧
別紙9	リスク分担表

用語の定義

- ・ 本事業 : 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）をいう。
- ・ 本施設 : 神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町5-2-2番地所在の西谷浄水場における排水処理施設をいう。
- ・ 水道局 : 横浜市水道局をいう。
- ・ 企業グループ : 複数の企業で構成されるグループをいう。
- ・ 入札参加者 : 本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
- ・ 構成企業 : 企業グループを構成する者をいう。
- ・ 落札者 : 入札参加者のうち、水道局と基本協定の締結を予定する者として水道局が決定した者をいう。
- ・ 事業者 : 水道局と建設工事請負契約又は運転・維持管理委託契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- ・ 基本協定 : 本事業に伴う建設工事請負契約及び運転・維持管理委託契約の締結方法、落札者が出資して設立する特別目的会社（Special Purpose Company：以下「SPC」という。）の設立方法、基本契約を締結するまでの間の協議等の役割分担等を確認するために、落札者と締結する協定をいう。
- ・ 基本契約 : 基本協定及び落札者との協議結果に基づき、落札者及びSPCと締結する契約をいう。
- ・ 基本契約等 : 基本契約、建設工事請負契約及び運転・維持管理委託契約の総称をいう。
- ・ 保守点検 : 建築物、土木構造物及び機械・電気設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいい、修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- ・ メーカー定期点検 : 機械・電気設備について、定期的に運転を停止し、各部異常の有無の確認、測定器による診断、性能試験等を製造メーカー等が行うことをいう。
- ・ 修繕 : 部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- ・ 突発的な修繕 : 上記修繕のうち、予見することが困難な突発的な故障や事故等に対応することをいう。
- ・ 更新 : 劣化した部位・部材又は機器等を新しい物に取り替えることにより、劣化した部位・部材又は機器の性能及び機能を初期の状態又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- ・ 技術提案等 : 入札参加者が提出した技術提案並びに入札者の設計・施工・運営に係る計画策定能力及び実現力並びに社会性・信頼性をいう。
- ・ 技術資料 : 入札参加者が提出する本事業に係る提案書及び付随資料をいう。

- ・新設対象施設 : 建設工事請負契約に基づき、事業者が設計・工事期間に新設及び増設を行う施設をいう（別紙4参照）。
- ・既設施設 : 事業開始前から本施設内にある既設の施設をいう。なお、既設施設は、撤去対象施設、更新対象施設、耐震補強施設及び既設流用施設に分類される。
- ・撤去対象施設 : 事業期間中に、水道局又は事業者が撤去する施設をいう（別紙4参照）。
- ・更新対象施設 : 事業期間中に、事業者が更新を実施する施設をいう（別紙4参照）。
- ・耐震補強施設 : 事業期間中に、事業者が耐震補強を実施する施設をいう（別紙4参照）。
- ・既設流用施設 : 既設施設のうち、そのまま事業期間を通じて使用する施設をいう（別紙4参照）。
- ・JV 構成員 : 構成企業のうち、建設 JV を構成する企業をいう。
- ・JV 代表構成員 : 建設 JV の代表となる JV 構成員をいう。

第1 本事業の概要

1 事業の目的

西谷浄水場再整備事業は、「1水源1浄水場」「自然流下系の優先」の方針に基づき、①耐震性が不足しているろ過池と排水池の整備、②水源水質の悪化にも対応できる粒状活性炭処理の導入、③相模湖系統の水利権水量の全量処理を可能とするための処理能力の増強を主な事業内容としている。

このうち、本事業は、排水処理施設において、①耐震性が不足している排水池の耐震化、②相模湖系統の水利権水量の全量処理や粒状活性炭処理の導入による排水量の増加に対応する能力の増強を公民連携事業手法である DBO 方式により実施するものである。

DBO 方式の実施は、民間事業者の技術やノウハウの活用により、限られた敷地の中で既設施設を稼働させながら、確実な排水処理を確保しつつ能力を増強するなどの事業の特殊性に対応し、市内の安定給水確保や、円滑な工事進捗、工期短縮による早期の耐震化やコスト縮減、効率的な施設の運用を図ることを目的としている。

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

(2) 公共施設等の管理者の名称

横浜市水道事業管理者 水道局長 山隈 隆弘

(3) 事業場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町 522 番地ほか

(4) 事業に関係する主な法令等

事業者は、本事業を実施するに当たっては、必要とされる関係法令等を遵守し、最新のものを適用する。

なお、本施設の整備に関して特に留意すべき主な法令等は、次のとおりである。

ア 法令等

- (7) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (イ) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）
- (ウ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (エ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (カ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (キ) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (ク) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (ケ) 下水道法（昭和33年法律第79号）

- (コ) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (ク) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (ク) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (ス) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (セ) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (ソ) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (タ) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (チ) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (ツ) 計量法（平成4年法律第51号）
- (テ) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (ト) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (ナ) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (ニ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (ヌ) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- (ネ) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (ノ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (ハ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- (ヒ) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (フ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- (ヘ) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- (ホ) 製造物責任法（平成6年法律第85号）
- (マ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (ミ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- (ム) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
- (メ) その他本事業に関連する法令等

イ 横浜市の条例等

- (ア) 横浜市建築基準条例（昭和35年10月条例第20号）
- (イ) 横浜市駐車場条例（昭和38年10月条例第33号）
- (ウ) 緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月条例第47号）
- (エ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月条例第58号）
- (オ) 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月条例第35号）
- (カ) 横浜市火災予防条例（昭和48年12月条例第70号）
- (キ) 横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月条例第90号）
- (ク) 横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン
- (ケ) 横浜市地域冷暖房推進指針（平成8年4月1日制定）
- (コ) その他本事業に関連する条例等

ウ 要綱、指針等

本事業で適用する要綱、指針等は次のとおりであり、最新版を適用する。ただし、同等の性能を確保した場合はこの限りでなく、その他本事業に係る要綱、指針等があればそれを適用する。また、仕様書等に定めのないものは水道局の確認を要する。

- (ア) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (イ) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- (ウ) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (エ) 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- (オ) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- (カ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- (キ) 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- (ク) 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）
- (ケ) その他本事業に関連する要綱、指針等

エ 仕様書等

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- (イ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- (ウ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- (エ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- (オ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- (カ) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- (キ) 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省）
- (ク) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
- (ケ) 建築工事標準詳細図（国土交通省）
- (コ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省）
- (ク) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省）
- (シ) 建築工事監理指針（国土交通省）
- (ス) 機械設備工事監理指針（国土交通省）
- (セ) 電気設備工事監理指針（国土交通省）
- (ソ) 建築改修工事監理指針（国土交通省）
- (タ) 横浜市建築局建築工事特則仕様書
- (チ) 横浜市建築局機械設備工事特則仕様書
- (ツ) 横浜市建築局電気設備工事特則仕様書
- (テ) 横浜市建築局機械設備工事施工マニュアル
- (ト) 横浜市建築局電気設備工事施工マニュアル
- (ナ) 横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書及び仕様書の取扱い
- (ニ) 横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書及び仕様書の取扱い
- (ハ) 横浜市水道局電気工作物保安規程
- (ヘ) 横浜市土木工事共通仕様書

- (イ) 横浜市水道局水道工事標準仕様書
- (ハ) 横浜市水道局水道工事施工要領
- (ヒ) 横浜市水道局設計標準図
- (フ) 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）
- (ヘ) 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）
- (ホ) 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（保守点検編）

(5) 事業形態

ア 事業方式

本事業の事業方式は、水道局の所有である本施設において、設計及び工事並びに運転・維持管理を一括して事業者委ねる DBO 方式とする。

なお、本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。

イ 契約の形態

本事業の契約に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (ア) 水道局は、落札者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。
- (イ) 落札者は、基本協定に基づき、本施設の運転・維持管理を行うために、落札者が株主として出資し、SPCを設立する。
- (ウ) 水道局は、基本協定に基づき、本施設の設計及び工事並びに運転・維持管理を一括で委ねるために、本事業に係る基本契約を落札者及びSPCと締結する。
- (エ) 水道局は、基本契約に基づき、本施設の設計及び工事を行うために基本契約の締結後に結成する特定建設共同企業体（以下「建設JV」という。なお、本施設の設計及び工事を単独企業で行う場合は、建設JVを結成する必要はない。この場合、以下「建設JV」を「建設企業」と読み替える。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。ただし、本施設の設計を建設JVが自ら行うだけでなく、建設JVより委託され本施設の設計を行う者（以下「設計受託者」という。）に設計を一部行わせることができるものとする。
- (オ) 水道局は、基本契約に基づき、SPCと本事業に係る運転・維持管理委託契約を締結する。

ウ 事業期間

設計・工事期間 令和 3 年 3 月～令和 11 年 3 月

運転・維持管理期間 令和 3 年 3 月～令和 29 年 3 月

ただし、令和 9 年 3 月までに浄水処理施設（一日当たりの処理能力 394,000 立方メートル。凝集沈殿＋粒状活性炭処理（上向流）＋急速砂ろ過）に対応する能力を備えることとする。また、事業者が設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、運転・維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。

なお、令和 3 年 3 月末まで既存の排水処理施設の運転・維持管理業務の委託があるため、SPC による運転・維持管理業務の開始は、令和 3 年 4 月 1 日からとする。

エ 事業期間終了後の措置

水道局は、事業期間終了後も本施設を継続して供用する。事業者は、事業期間終了時に、本事業で整備した全ての施設において、別途、要求水準書（案）で示す性能を維持すること。また、既設施設及び本事業で整備した新設対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することがない状態で、水道局へ引き継ぐものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。事業者は、排水処理施設の設計及び工事並びに運転・維持管理を一体の事業として実施する。

詳細は、別途、要求水準書（案）において示す。

(7) 設計及び工事業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査業務
- d 工事業務
- e 工事監理業務

(イ) 運転・維持管理業務

- a 運転・維持管理業務基本計画の策定
- b 運転管理業務
- c 保守点検業務
- d 修繕業務（突発的な修繕を含む。）
- e 水質管理業務
- f 清掃業務
- g ユーティリティ等の調達・管理業務
- h 保安業務
- i 安全衛生管理業務
- j 施設見学対応協力業務
- k 災害及び事故対策業務
- l 事業終了時の引継ぎ業務

カ 事業者の収入

(ア) 設計及び工事業務に係る対価

設計及び工事業務については、事業者が本事業の設計業務及び工事業務等を行い、水道局がその対価として設計及び工事費用を支払う。

また、設計及び工事費用については、事業者提案に基づき、水道局と事前協議の上、施設ごとの費用、部分引渡しの範囲及び支払い年度等を決定する。

水道局は、事前協議で決定した内容に基づき、実際の進捗状況に応じて出来形部分検査又は完成検査を行い、出来形部分又は引渡し施設の対価を支払う。

なお、支払金額の上限等の詳細は、別途、建設工事請負契約（案）等で示す。

(イ) 運転・維持管理業務に係る対価

運転・維持管理業務については、事業者が本事業の運転管理業務、保守点検業務及び修繕業務等を行い、水道局がその対価として運転・維持管理費用を支払う。

また、運転・維持管理費用については、事業者提案に基づき、水道局と事前協議の上、運転管理業務等の費用及び修繕時期等を決定する。

水道局は、事前協議で決定した内容に基づき、実際の履行状況に応じて履行検査を行い、業務履行の対価を支払う。

突発的な修繕について、水道局の責による場合は、水道局の費用で対応し、事業者の責による場合は、事業者の費用で対応する。また、責の所在が明確でない場合は、協議の上、費用負担等の詳細を決定する。

なお、支払いは年1回とし、支払い時期等の詳細は、別途、運転・維持管理委託契約（案）等で示す。

キ 契約スケジュール（予定）

基本協定締結	令和2年12月まで
基本契約締結	令和3年2月まで
建設工事請負契約締結	令和3年3月まで
運転・維持管理委託契約締結	令和3年3月まで

(6) 実施方針（案）の変更

実施方針（案）公表後における民間事業者からの質問・意見を踏まえ、実施方針（案）の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容をホームページで公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

(1) 事業者を求めるもの

本事業は、限られた敷地の中で、既施設を稼働させながら、確実な排水処理を確保しつつ能力を増強し、また、新・旧施設の運転の切替などを考慮した整備となる。

令和3年3月末まで既存の排水処理施設の運転管理業務の委託がある。また、事業期間中に関連工事として、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）及び相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業がある。そのため、現在の運転管理の受託者及び関連工事の請負者と相互調整を行う必要がある。

したがって、本事業では、事業者に対し、設計、工事から運転・維持管理までの各業務を通じて、効率的かつ効果的な事業執行を求めるものであり、幅広い能力、技術・ノウハウ及び汚泥の有効活用等を期待する。

(2) 事業者選定方法

本事業における落札者の選定は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、技術提案及び入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）により行うものとする。また、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

なお、本事業の入札手続きは、次のとおり実施することを予定している。詳細は、入札公告時に入札説明書等で示す。

ア 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める入札参加資格を有することを確認する。

イ 提案内容の審査

上記アにおいて、本事業の参加資格要件を満足すると確認された入札参加者から、本事業に係る具体的な業務の実施方法等について提案を受け、別途示す要求水準書（案）等を満足していることの確認として、基礎審査を行う。その基礎審査を通過した入札参加者の提案内容及び価格を総合的に評価した上で、落札者を決定する。

なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、プレゼンテーションを通じて行う。

(3) 落札者決定基準の主な着眼点

ア 限られた敷地の中で、既施設を稼働させながら整備を行うなどの特殊性を踏まえた施工方法

イ 新・旧施設の運転切替計画の実現性

ウ 効率的な運転・維持管理方法

エ 汚泥の有効活用方法

オ そのほか施工、運転・維持管理に関する技術的な提案

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールについては、次のとおり予定している。

事業者の募集及び選定スケジュール（案）

実施内容	年月
実施方針（案）等の公表	令和2年1月
実施方針（案）等に関する説明会及び現場見学会	令和2年2月
資料閲覧	令和2年2月
第1回質問・意見の受付（実施方針（案）等）	令和2年2月
第1回質問に対する回答の公表	令和2年3月
要求水準書（案）等の公表	令和2年3月
第2回質問・意見の受付（実施方針（案）、要求水準書（案）等）	令和2年3月
第2回質問に対する回答の公表	令和2年4月
契約書（案）等の公表	令和2年4月
第3回質問・意見の受付（実施方針（案）、要求水準書（案）、契約書（案）等）	令和2年5月
第3回質問に対する回答の公表	令和2年5月
入札公告及び入札説明書等の公表	令和2年6月
第4回質問の受付（入札説明書等）	令和2年7月
第4回質問に対する回答の公表	令和2年7月
入札資格確認申請書類の提出	令和2年8月
入札参加資格確認通知の送付	令和2年8月
入札（入札書及び技術資料の提出）	令和2年9月
技術資料等に関するプレゼンテーション	令和2年11月
落札者決定及び入札結果公表	令和2年12月
基本協定締結	令和2年12月
基本契約締結	令和3年2月
建設工事請負契約締結	令和3年3月
運転・維持管理委託契約締結	令和3年3月

(2) 応募手続等

ア 実施方針（案）等に関する説明会及び現場見学会

本事業の実施方針（案）等に関する説明会及び現場見学会は、次のとおり開催する。
参加希望者は、実施方針（案）等に関する説明会及び現場見学会参加申込書（様式1）を電子メールにより提出する。

なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者の責任において行う。

- (ア) 開催日 令和2年2月5日（予定）
- (イ) 開催場所 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号
横浜市水道局西谷浄水場 分庁舎2階研修室
- (ウ) 参加人数 各社3名以内とする。
- (エ) 申込期間 令和2年1月27日から令和2年1月31日まで
（平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで）
- (オ) 申込先 横浜市水道局施設部計画課施設計画係
（電話番号） 045-633-2029
（電子メール） su-nishiyasaiseibi@city.yokohama.jp
- (カ) 注意事項
 - a 開催時間については、別途、ホームページで公表する。
 - b 会場の都合上、申込者多数の場合は、1社あたりの参加者数又は開催日時を調整し、別途連絡する。
 - c 同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で参加状況を確認すること。
 - d 説明会及び現場見学会では、実施方針（案）等は配布しないため、各自持参すること。
 - e 説明会及び現場見学会では、質疑応答の機会を設けない。
 - f 西谷浄水場内に駐車スペースはないため、説明会及び現場見学会の参加者は、公共交通機関を利用すること。

イ 資料閲覧

本事業の実施方針（案）等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

紙資料の閲覧のみを希望する者は、資料閲覧申込書（様式2）を電子メールにより提出すること。また、紙資料の閲覧と電子データの貸与を希望する者は、上記の様式2及び閲覧資料借受申込書（様式3）を電子メールにより提出すること。

閲覧・貸与を希望する者は、閲覧・貸与前に守秘義務の遵守に関する誓約書（様式4）を閲覧・貸与当日に原本を提出すること。

なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者の責任において行う。

- (ア) 閲覧期間 令和2年2月6日から令和2年2月21日まで（予定）
（平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで）
- (イ) 閲覧場所 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号
横浜市水道局西谷浄水場 分庁舎2階研修室

- (ウ) 参加人数 各社3名以内とする。
- (エ) 閲覧資料 別紙8に示す
- (オ) 申込期間 令和2年1月27日から令和2年2月14日まで
(平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで)
- (カ) 申込先 第2 2 (2)ア(オ)と同じ。
- (キ) 注意事項
 - a 閲覧日時については、各申込者と調整の上、後日、水道局が指定する。
 - b 資料の閲覧・貸与時において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問及び意見は一切受け付けない。
 - c 紙資料は、閲覧場所でのみ閲覧可能とし、その際に水道局職員が立ち会う。
 - d 閲覧場所において、紙資料のデジタルカメラ等による写真撮影は可とする。
 - e 複写機による紙資料の複写は禁止とする。
- ウ 第1回質問・意見の受付
 - 実施方針（案）等に関する質問・意見は、次のとおり受け付ける。
 - 質問・意見を希望する者は、実施方針（案）等に関する質問・意見書（様式5、6）を電子メールにより提出する。
 - なお、電子メール送信後、確認の電話を送付期限内に送信者の責任において行う。
- (ア) 送付期間 令和2年2月6日から令和2年2月21日まで
(平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで)
- (イ) 送付先 第2 2 (2)ア(オ)と同じ。
- (ウ) 注意事項 第2 2 (2)イで閲覧・貸与した資料に対する質問・意見は受け付けない。
- エ 第1回質問に対する回答の公表
 - 第1回質問に対する回答は、令和2年3月にホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。
 - なお、意見については、公表しないととも回答は行わない。
- オ 第1回質問に対する回答の公表以降の実施内容
 - 第1回質問に対する回答の公表以降の実施内容については、別途、ホームページで公表する。

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者が企業グループである場合の構成等

入札参加者が企業グループである場合の構成等は、次のとおりとする（別紙1参照）。

- (1) 企業グループにおける構成企業の数の上限は任意であり、1構成企業で複数の業務を兼ねることは可とする。
- (2) 企業グループは、工事業務の実施を担う者及び運転・維持管理業務を実施できる能力がある者により構成されるグループとする。なお、企業グループの中に、設計業務の実施を担う者を含むことができる。
- (3) 企業グループは、構成企業の中から企業グループの代表企業を定め、代表企業が入札資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行うこと。
- (4) 企業グループは、入札資格確認申請書類の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- (5) 企業グループの代表企業の変更は認めない。
- (6) 入札資格確認申請書類の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると水道局が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- (7) 企業グループの構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

2 共通の参加資格要件

- (1) 横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

なお、横浜市の入札参加資格を有しない企業等が構成企業又は設計受託者として入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請又は「工事関係」「物品・委託等関係」の特定調達契約にかかる入札参加資格申請に基づく申請を行うこと。

- (2) 本事業の入札資格確認申請書類の提出締切日から落札候補（予定）者通知書の送付日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (4) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第309条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を

兼ねている者をいう。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次に示すとおりである。

- ・PwCアドバイザー合同会社
- ・日本工営株式会社
- ・ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

- (5) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

3 各業務における参加資格要件

(1) 工事業務の実施を担う者の要件

ア 工事業務の実施を担う者が複数の企業の場合、基本契約の締結後に建設JVを結成する。

なお、単独企業の場合は、建設JVが満たすべき要件（第3-3(1)オ及びキにおけるJV第2位構成員以下の要件は除く。）を全て満たすこと。

イ 建設JVは、1JV構成員で参加資格要件を満たす複数の工種を兼ねることは可とする。また、JV構成員の数の上限は任意とする。

ウ 建設JVは、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての登録を認められていること。ただし、JV構成員は、担当する工事業務に係る上記の登録を認められている者であること。

エ 建設JVは、建設業法第3条に定める「機械器具設置工事業」、「電気工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」、「水道施設工事業」及び「管工事業」の全ての特定建設業許可を有していること。ただし、JV構成員は、担当する工事業務に係る上記の特定建設業許可を有していること。

オ 建設JVは、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における業種ごとの総合評定値について、JV代表構成員は1250点以上、JV第2位構成員以下は900点以上を満たすこと。

本事業における経審の業種ごとの総合評価値

建設業の許可の 許可業種	機械器具 設置	電気	土木	建築	水道施設	管
横浜市の 有資格者名簿	機械器具 設置	電気	土木	建築	上水道	管
JV 代表構成員	1250	1250	1250	1250	1250	1250
JV 第2位構成員 以下	900	900	900	900	900	900

カ JV代表構成員は、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る工事の元請としての施工実績を有すること。

キ JV第2位構成員以下は、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、水道施設に係る工事の元請としての施工実績を有すること。

ク 建設JVは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。なお、建設JVの場合はJV構成員ごととする。

ケ 上記キに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本事業に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

(2) 設計業務の実施を担う者の要件

ア 工事業務の実施を担う者と設計業務の実施を担う者が異なる企業の場合、建設JVを結成すること。

なお、工事業務の実施を担う者と設計業務の実施を担う者が同一企業、かつ、単独企業の場合は、建設JVを結成する必要はない。

イ 建設JVが本事業における設計を自ら行う場合は、次の資格を全て満たすこと。ただし、設計業務の実施を担う者が複数いる場合は、いずれか一者が(ア)及び(イ)を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、担当技術者として、一級建築士を配置できること。

(イ) 標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る基本設計もしくは実施設計の実績を有すること。

(ウ) 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士【上下水道部門「上水道及び工業用水道」】の資格を有する者が1名以上在籍していること。

ウ 建設JVが本事業における設計を一部自ら行わない場合は、次の要件を全て満たす設計受託者にその設計を委託することができる。

なお、建築士法において、延床面積が300平方メートルを超える建築物の新築工事について設計業務の一括再委託を禁止しているため、建築工事の設計の全部を委託することは不可である。

(7) 第3-2の全ての要件を満たすこと。

(イ) 入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。

(ウ) 第3-3(2)イ(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。

(3) 運転・維持管理業務を実施できる能力がある者の要件

運転・維持管理業務を実施できる能力がある者は、次に示す要件を全て満たすこと。

ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「施設運転管理・保守」に登録を認められている者であること。

イ 運転・維持管理業務を実施できる能力がある者は、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完了した、標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、2年以上継続して行った履行実績を有すること（共同企業体の履行実績の場合は、代表構成員としての実績に限る）。ただし、運転・維持管理業務を実施できる能力がある者が複数いる場合は、いずれか一者が該当しなければならない。

ウ 現場責任者として、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完了した、標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る維持管理業務を2年以上実施した実績を有する者を配置すること。なお、上記のア及びイを満たす企業と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認の基準日は、入札資格確認申請書類の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

なお、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登録されていない場合又は同名簿に登録されているが、「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」及び「管」のいずれかに登録が認められていない場合は、当該構成員の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請書（横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から工事の特定調達契約に係る入札参加資格申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請書の印刷」画面を全て印刷したもの。）及び添付書類により確認する。

第4 審査及び選定に関する事項

1 評価委員会

水道局は、事業者の選定に際して、水道局職員で構成する「横浜市水道局西谷浄水場再整備事業等に係る総合評価落札方式技術評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

評価委員会は、落札者決定基準をあらかじめ決定し、落札者決定基準に基づいて、入札参加者の技術提案等の評価を行う。

2 落札者の決定

水道局は、評価委員会の評価及び入札価格を基に、落札者を決定する。

3 評価結果の公表

水道局は、評価委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、横浜市のホームページ等で公表する。

第5 落札後の手続き

1 SPCの設立

落札者は、基本協定の締結後に、本事業の運転・維持管理を実施するため、会社法に定める株式会社として基本協定の締結前に SPC を設立すること。

なお、SPC の登記上の本店所在地は、神奈川県横浜市内とする。

SPC への出資に係る制約及び要件は、次のとおりとする。

(1) 落札者が単独企業の場合

落札者のみが出資するものとする。

(2) 落札者が企業グループの場合

ア 落札者の代表企業の株式保有割合は最大とし、SPC設立時から事業期間を通じて100分の50を超えること。

イ JV代表構成員（ただし、本施設の設計及び工事を単独企業で行う場合は、建設企業）及び運転・維持管理を実施できる能力がある者は、必ずSPCに出資するものとし、その他の構成企業については任意とする。

ウ 落札者の構成企業以外の出資者は認めないものとする。

(3) 株式譲渡等

SPC の株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に水道局の承諾を得なければならない。

2 建設JVの結成

落札者は、基本協定の締結後に、本施設の設計及び工事を行うために建設 JV を結成すること。ただし、本施設の設計及び工事を単独企業で行う場合は、建設 JV を結成する必要はない。

第6 提出書類の取扱い

1 著作権

入札参加者から提出された技術資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、水道局は、本事業の公表及びその他水道局が必要と認める場合、入札参加者の技術資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運転・維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負う。

第7 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、水道局と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、工事及び運転・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、水道局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、水道局が責任を負うものとする。

2 要求水準

本施設の工事、運転・維持管理等に関する要求水準は、別途、要求水準書（案）等に示す。

3 予想されるリスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び水道局と事業者の責任分担の詳細については、別紙9に示す。

4 事業の実施状況のモニタリング

水道局は、事業者が実施する本施設の工事及び運転・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、別途、要求水準書（案）及びモニタリング計画（案）に定める。

水道局は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書等に定める事項及び提案事項を満たしていないと判断した場合に、別途、基本契約等の案に定める手続きに従い、設計及び工事並びに運転・維持管理業務に係る対価の減額、是正勧告その他の措置をとる。

第8 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項

1 敷地の立地条件

住居表示	横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号
都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等	都市計画区域内（市街化区域）
防火地域	準防火地域
その他の区域、地域、地区又は街区	第5種高度地区、建築基準法第22条による区域、宅地造成工事規制区域、横浜市駐車場条例による周辺地区又は自動車ふくそう地区
敷地面積	40,964.52m ²
事業用地面積（予定）	約22,000m ²
用途地域等	準工業地域
建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率	200%
建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率	60%
日影規制	高さが10mを超える建築物/4.0m/5時間/3時間 ※他の用途地域に日影が生じる場合は、その用途地域に応じた規制値に準ずる

2 本施設の概要

本事業の対象施設の概要を次に示す。

(1) 施設概要

令和元年度末時点の施設状況は次に示す。西谷浄水場平面図は別紙2に示す。

施設名	仕様	築造年	経過年数	耐震性
排水池（1、2号池）	16m×16m×4.5m×3池	1961年	58年	×
排水池（3号池）		1964年	55年	×
排泥池	20m×20m×5.0m×2池	1976年	43年	○
濃縮槽	16m×16m×5.0m×2池 18m×18m×5.0m×2池	1976年	43年	○
返送池	17m×5.25m×5.3m×2池	1976年	43年	○
汚泥脱水機	長時間型圧搾機構付加圧脱水機2基（7.6t-DS/日）	1997年	22年	—
乾燥機	2基	1997年	22年	—
脱臭設備	脱臭塔2基	1997年	22年	—

(2) 事業者管理範囲

事業者は、西谷浄水場のうち、別紙3に示す事業者管理範囲において運転・維持管理を行う。

なお、当該範囲は現時点では参考図であり、確定したものではない。

(3) 整備に係る前提条件

本事業の整備に係る前提条件は、次に示すとおりである。

前提条件	内容	備考
排水処理施設の処理能力	浄水処理施設 394,000m ³ /日（原水ベース）及び工業用水道鶴ヶ峰沈でん池（処理能力 100,000m ³ /日）から排出される汚泥処理に対応するもの	浄水処理フロー：凝集沈澱＋粒状活性炭処理（上向流）＋急速砂ろ過
浄水処理能力*	令和14年度まで：270,000m ³ /日 令和15年度以降：394,000m ³ /日	（稼働予定） 新設急速ろ過池：令和15年度以降 新設粒状活性炭処理：令和23年度以降
施工方法	原則として、浄水処理施設及び排水処理施設の稼働（施設及び設備の運転）に影響を与えない方法	

※ 令和2年1月時点の計画に基づく内容を記載しており、別途発注「西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）」により変更される可能性がある。

(4) 整備対象施設

本事業の整備対象となる施設の詳細について、別紙4に整備対象施設一覧、別紙5に新設対象施設配置（案）、別紙6に更新・耐震補強対象施設及び別紙7に撤去対象施設を示す。

(5) 設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担

本事業における設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担は、次のとおりとする。

業務	既設設備	新設設備
運転管理	事業者	事業者
保守点検	事業者	事業者
メーカー定期点検	水道局	事業者
修繕	事業者	事業者
突発的な修繕	水道局*	事業者

なお、設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕は、水道局が行う。その他の業務は、事業者が行う。

※ 既設設備の突発的な修繕について、事業者の責による場合は、事業者が対応する。

第9 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、水道局と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、基本契約等に規定する具体的措置に従う。また、基本契約等に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第10 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとる。

なお、詳細は別途、基本契約等の案で示す。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 水道局による是正勧告及び基本契約等の解除

事業者の提供するサービスが、基本契約等に定める水道局の要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、水道局は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、水道局は、基本契約等を解除することができる。

また、事業者が、倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、基本契約等に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、水道局は、基本契約等を解除することができる。

(2) 基本契約等の解除に伴う損害

前号において、水道局が基本契約等を解除した場合、水道局は事業者に対し、これにより水道局に生じた損害を請求することができる。

2 水道局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者による基本契約等の解除

水道局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は基本契約等を解除することができる。

(2) 基本契約等の解除に伴う損害

前号において、事業者が基本契約等を解除した場合、事業者は水道局に対し、これにより事業者に生じた損害のうち合理的な範囲について請求することができる。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

水道局及び事業者は、基本契約等に定める事由ごとに、その責の所在に応じて適切に対応する。

第11 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

第12 その他

1 予定価格

本事業の予定価格については、入札公告時に提示する。

2 入札及び契約手続等

(1) 入札保証金

入札保証金は、全て免除とする。

(2) 契約保証金

建設工事請負契約の契約保証金は、請負代金額の10%以上とする。

運転・維持管理委託契約の契約保証金は、免除とする。

3 入札に伴う費用負担

入札参加者の技術提案及び入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月条例第1号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、横浜市のホームページ等を通じて行う。

5 本事業の実施方針（案）に関する問い合わせ

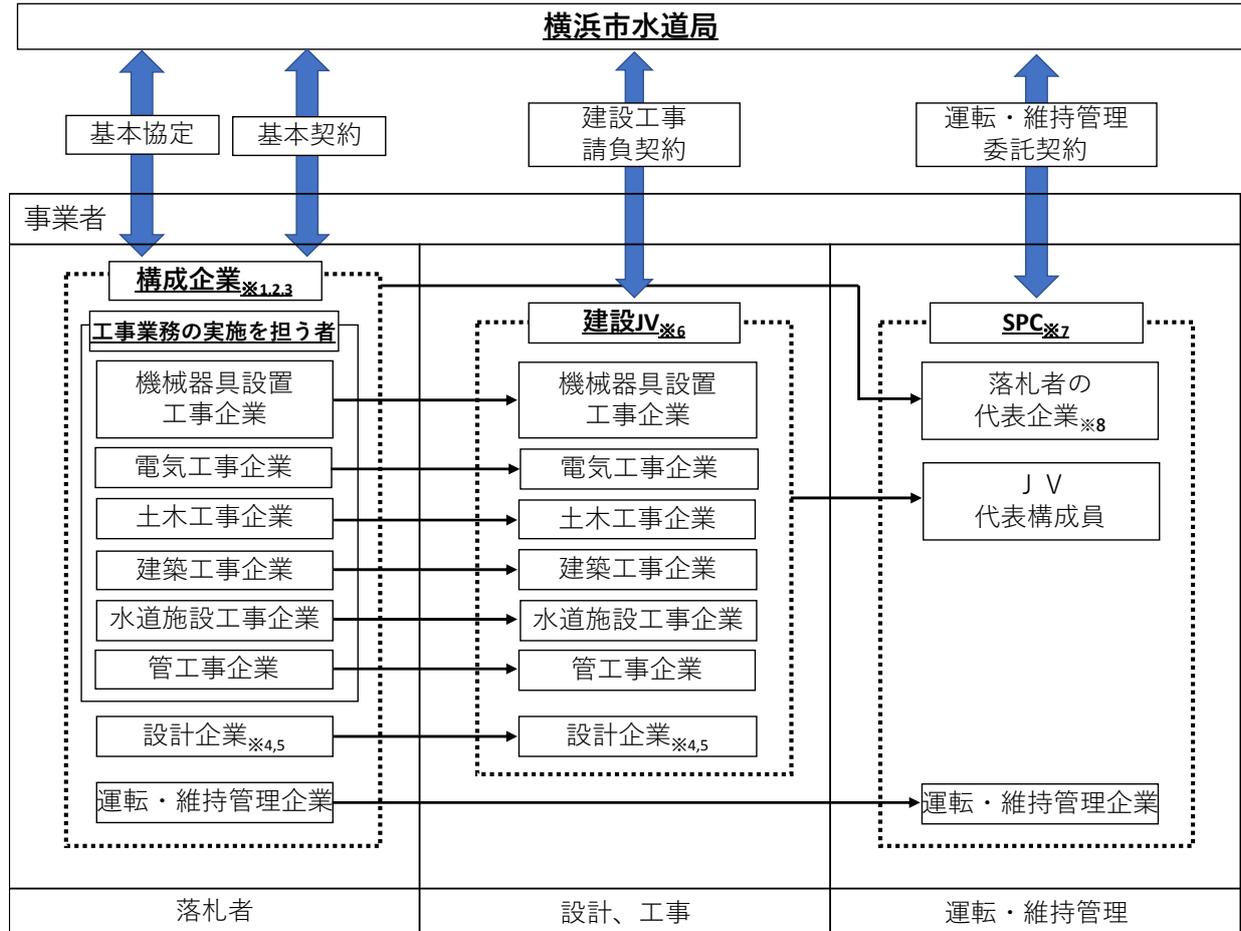
問合せ先 横浜市水道局施設部計画課施設計画係

電話 045-633-2029

電子メール su-nishiyasaiseibi@city.yokohama.jp

※ 変更が生じた場合は、別途公表する。

本事業の実施体制（企業グループの場合）



※1 落札者の代表企業は、構成企業の中でいずれも可とする。

※2 落札者の構成企業ではない者は、建設JVの結成及びSPCの出資を不可とする。

※3 建設JVの結成又はSPCの出資をしない者は、落札者の構成企業になることを不可とする。

(例) 資金の出資のみを行う企業、事業の総合調整のみを行う企業

※4 設計業務については、次のいずれの場合も可とする。

① 「設計業務の実施を担う者（設計企業）」が行う。

② 「工事業務の実施を担う者」が自ら行う。

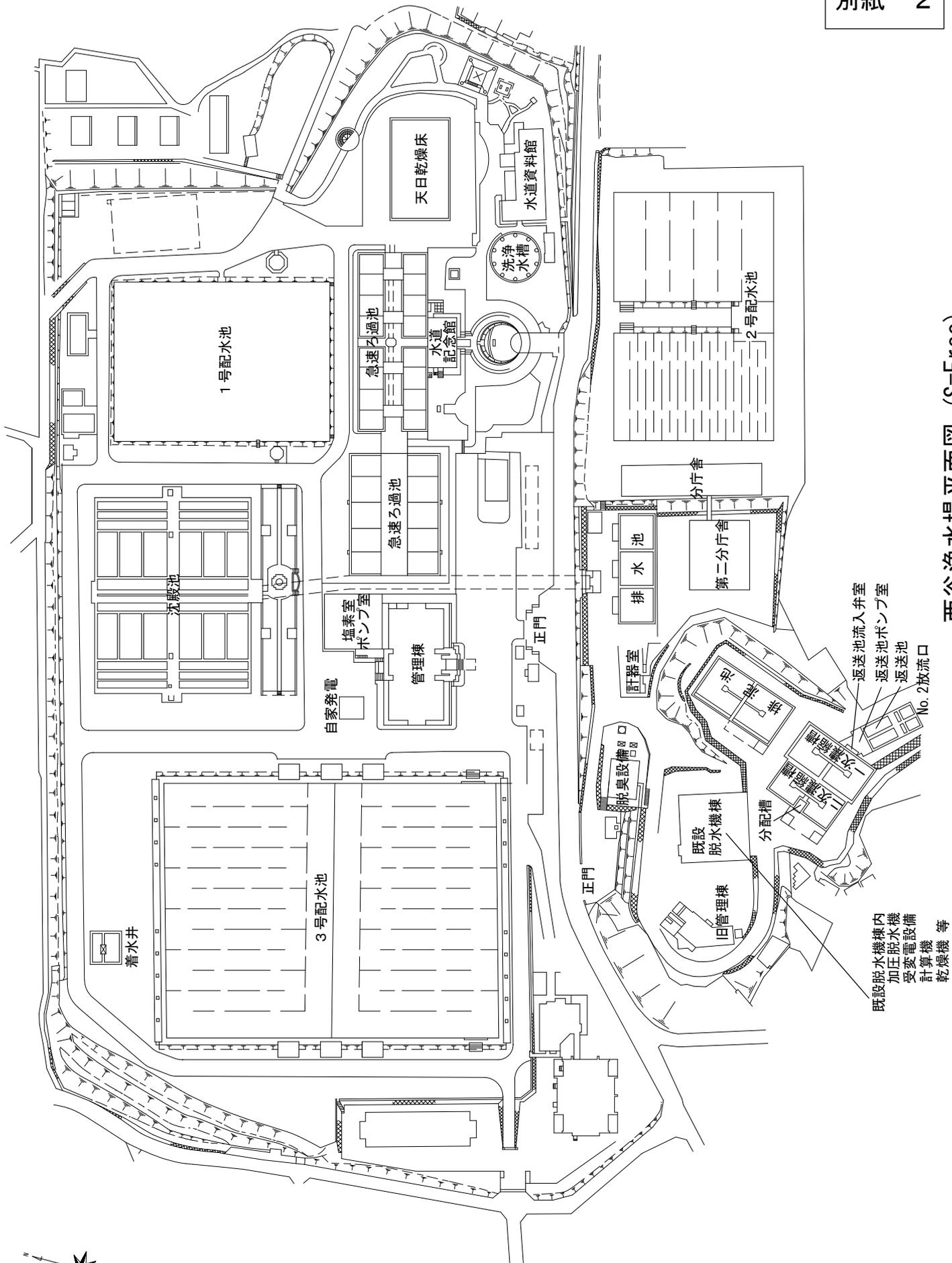
③ 建設JVが一部自ら行わない場合、設計受託者にその設計を委託する。

※5 上記の②又は③の場合、設計企業が、落札者の構成企業になる必要はない。

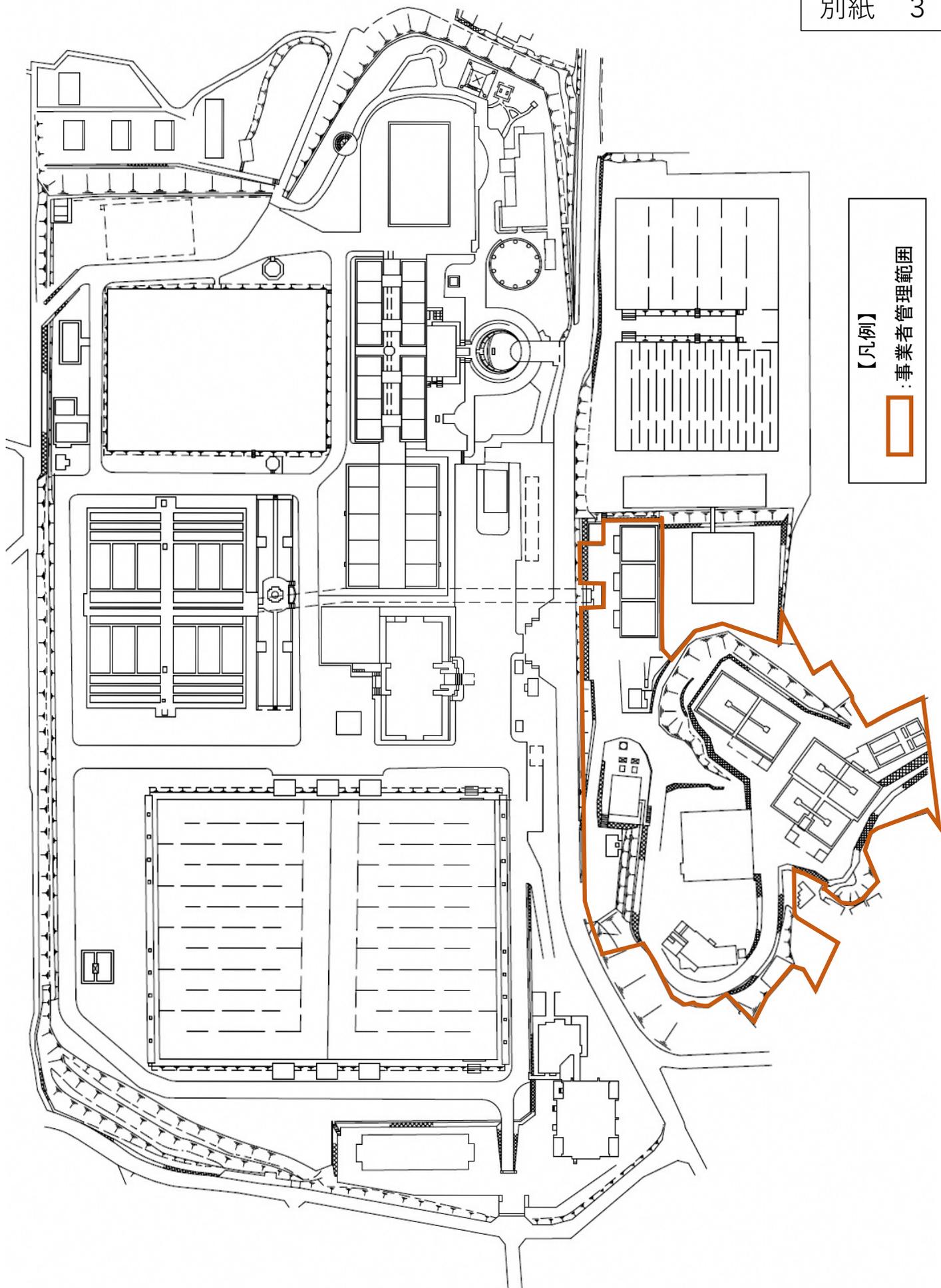
※6 建設JVは、1JV構成員で参加資格要件を満たす複数の工種を兼ねることは可とする。また、JV構成員の数は任意とする。

※7 SPCの出資については、落札者の代表企業、JV代表構成員及び運転・維持管理企業は義務とし、他の構成企業は任意とする。

※8 JV代表構成員及び運転・維持管理企業は、落札者の代表企業を兼ねることを可とする。



西谷浄水場平面図 (S=Free)



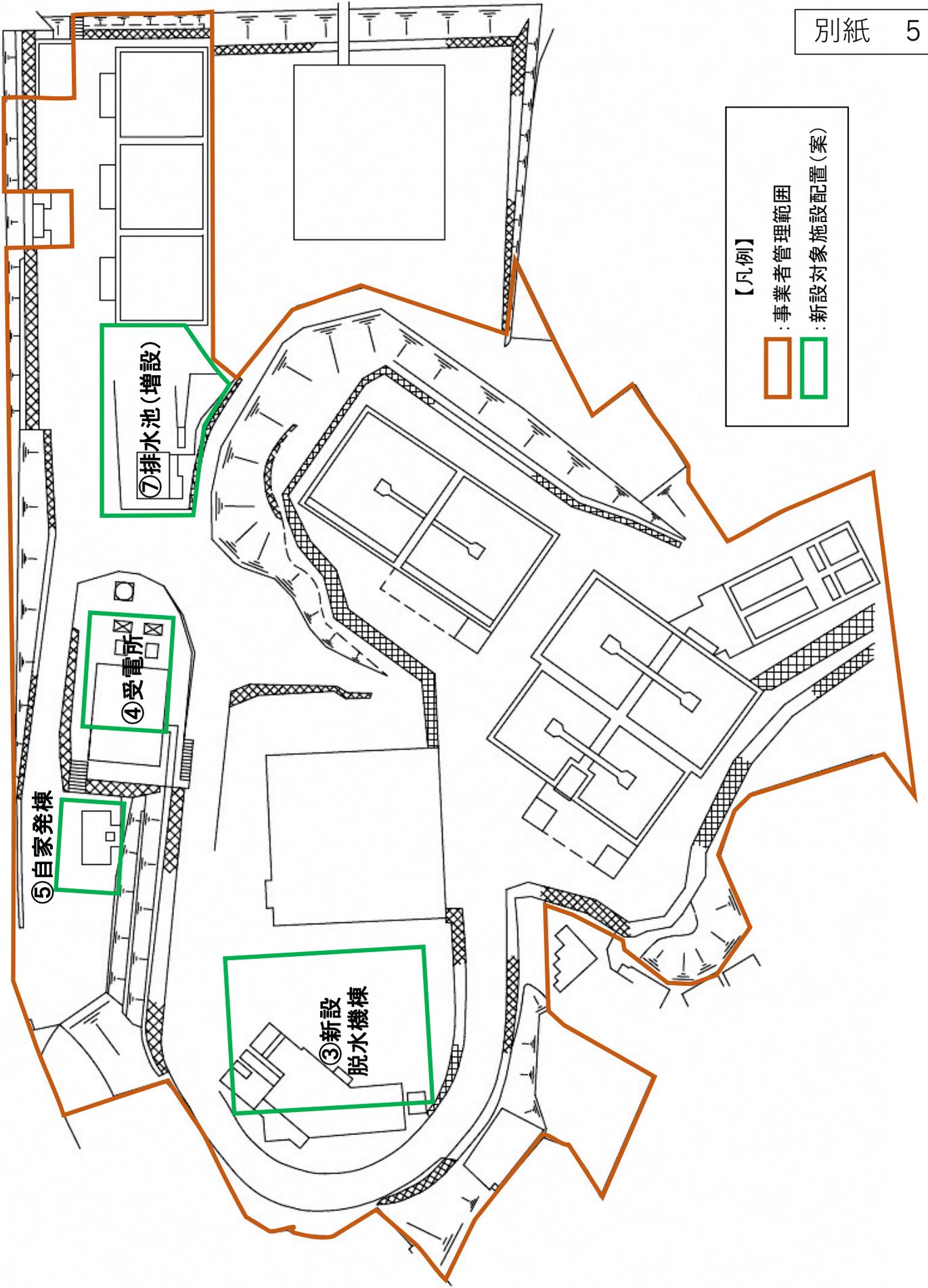
【凡例】
:事業者管理範囲

事業者管理範囲

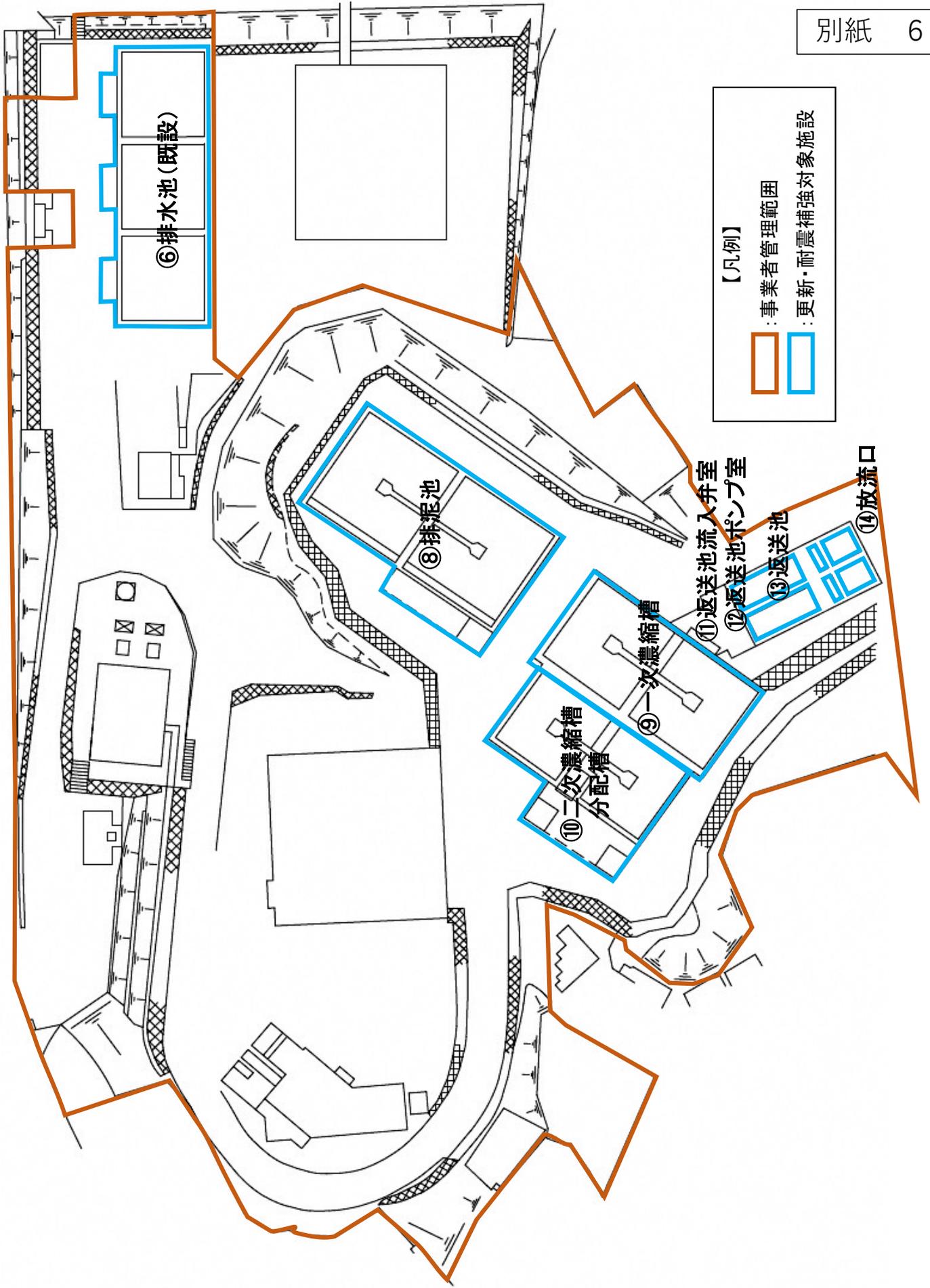
整備対象施設一覧

場所	施設名	新設	既設				備考
			更新(注)	耐震補強	撤去	流用	
①旧管理棟	建屋				○		
	ポリマー注入設備				○		
	次亜塩素素注入設備				○		
②既設脱水機棟	建屋				○	既設流用可能	
	汚泥脱水機				○		
	乾燥機				○		
	破砕機				○		
	搬送設備				○		
	ケーキホツパ				○		
	計算機設備				○		
	ITV設備				○	既設カメラは場内に15台設置	
	太陽光発電監視装置				○		
	受変電設備				○		
	配電設備				○		
無停電電源設備				○			
③新設脱水機棟	建屋	○					
	汚泥脱水機	○				処理能力増強	
	搬送設備	○					
	ポリマー注入設備	○				基本計画では、一時的に仮設し、本設	
	計算機設備	○					
	無停電電源設備	○				計装電源用	
④受電所	ITV設備	○				新設カメラは場内各所に設置	
	建屋	○					
	受変電設備	○					
	配電設備	○					
⑤自家発棟	無停電電源設備	○				直流電源用	
	建屋	○					
⑥排水池（既設）	非常用自家発電設備	○				燃料タンク含む	
	躯体			○	○		
	機械設備		○			弁類等	
⑦排水池（増設）	計装設備		○			工業計器(水位計等)	
	躯体	○					
	機械設備	○				弁類等	
⑧排泥池	計装設備	○				工業計器(水位計等)	
	躯体				○		
	機械設備		○			覆蓋、搔寄機、ポンプ、弁類等	
⑨一次濃縮槽	計装設備		○			工業計器(水位計、濃度計等)	
	躯体				○		
	機械設備		○			覆蓋、搔寄機、ポンプ、弁類等	
⑩二次濃縮槽 分配槽	計装設備		○			工業計器(水位計、濃度計、界面計等)	
	躯体				○		
	機械設備		○			覆蓋、搔寄機、ポンプ、弁類等	
⑪返送池流入弁室	計装設備		○			工業計器(水位計、濃度計、界面計等)	
	躯体				○		
	機械設備		○			弁類等	
⑫返送池ポンプ室	計装設備		○			水質計器(TN・TP計、UV計、濁度計等)	
	建屋		○				
⑬返送池	機械設備		○			ポンプ、弁類等	
	躯体				○		
	計装設備		○			クレーン等	
⑭放流口	工業計器(水位計、流量計等)		○				
	建屋		○				
⑮計器室	計装設備		○			水質計器(pH計等)	
	建屋				○	建屋内のテレメータは、局で撤去を実施	
⑯その他	場内配管	○	○		○	低圧ガス管を新設、返送管を一部更新 配管切り回し必要時に、一部撤去・更新	
	付帯設備		○			外灯、電話設備等	
	ガスガバナ設備				○		

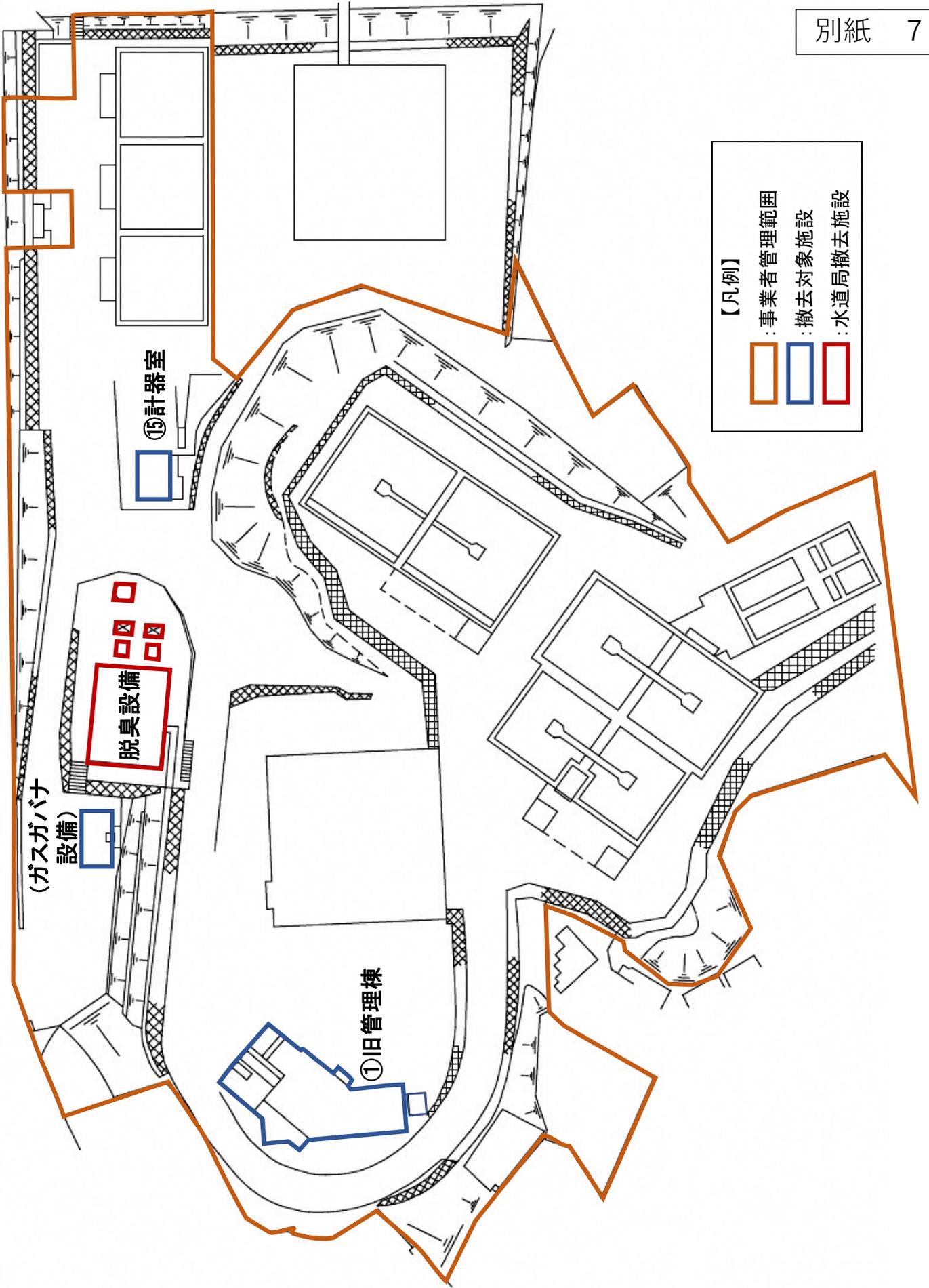
注：設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備の更新は、水道局が行う。



新設対象施設配置(案)



【凡例】
[Orange line] : 事業者管理範囲
[Blue line] : 更新・耐震補強対象施設



閲覧資料一覧

番号	資料名称	作成年度	公開方法	閲覧可能	貸与可能
1	竣工図書・図面（機械設備）15分冊	平成10年度	紙資料	○	
2	竣工図書・図面（電気設備）14分冊	平成10年度	紙資料	○	
3	竣工図書・図面（薬品注入設備設備）	平成10年度	紙資料	○	
4	竣工図書・図面（工業計器・水質計器）	平成10年度	紙資料	○	
5	西谷浄水場排水処理施設 処理フロー	—	紙資料	○	
6	西谷排水処理施設運転管理業務委託報告書等 （安全衛生業務日誌）	平成29～令和元年度	紙資料	○	
7	西谷排水処理施設運転管理業務委託報告書等 （排水処理月例会議事録）	平成29～令和元年度	紙資料	○	
8	西谷排水処理施設運転管理業務委託報告書等 （汚泥堆積計算書）	平成29～令和元年度	紙資料	○	
9	西谷排水処理施設運転管理業務委託報告書等 （排水処理総括日報）	平成29～令和元年度	紙資料	○	
10	排水処理施設作業マニュアル【現時点版】	令和元年度	紙資料	○	
11	既設脱水機棟建屋の構造計算書	—	紙資料	○	
12	西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計 条件整理業務委託報告書（排水処理施設のみ抜 粋）【現時点版】	令和元年度	電子データ		○
13	排水処理敷地内建屋位置図	令和元年度	電子データ		○
14	耐震診断報告書（排水池、排泥池、濃縮槽）	平成25、27年度	電子データ		○
15	西谷排水処理施設運転管理業務委託仕様書	平成30年度	電子データ		○
16	巡回点検報告書（水道局実施分）	令和元年度	電子データ（スキャン）		○
17	既設設備の定期点検報告書（機器一覧、点検所 見）（排水処理施設のみ抜粋）	平成30年度	電子データ（スキャン）		○
18	委託業務報告書（躯体清掃・汚泥処分）	令和元年度	電子データ（スキャン）		○
19	浄水汚泥の性状分析報告書	令和元年度	電子データ（スキャン）		○
20	西谷排水処理施設 水質試験結果書（排水水）	平成29～令和元年度	電子データ（スキャン）		○
21	地歴調査報告書	令和元年度	電子データ（スキャン）		○
22	電力使用実績（年報）（排水処理施設のみ抜 粋）	平成28～30年度	電子データ（スキャン）		○

※令和元年度の閲覧資料（閲覧日直近の報告書等）は、閲覧時に提供可能な範囲に限る。

凡例: 負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担		備考	
				水道局	事業者		
共通	構想・計画	1	局の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○			
	入札説明書	2	入札説明書の誤り・内容の変更に関するもの	○			
	制度関係	許認可・届出	3	局が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの	○(注1)		
			4	事業者が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの		○	
		法制度	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの(本事業に直接かかわるもの)	○		
			6	法制度・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)		○	
	税制度	7	消費税の変更に関わるもの	○			
		8	上記以外のもの		○		
	社会	住民対応	9	本事業に関する住民反対運動・訴訟・要望等	○		
			10	事業者が行う業務(調査、設計、工事、運転・維持管理等)に関する住民反対運動・訴訟・要望等		○	
		環境問題	11	局が行う業務に起因する環境の悪化	○		
			12	事業者が行う業務(調査、設計、工事、運転・維持管理等)に起因する環境の悪化		○	
	第三者賠償	13	局の提示条件及び指示により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○			
		14	事業者が行う業務により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○		
	安全確保		15	局が行う調査、設計、工事、運転・維持管理等における安全性の確保	○		
			16	事業者が行う調査、設計、工事、運転・維持管理等における安全性の確保		○	
	保険の付保と適用範囲		17	調査、設計、工事及び運転・維持管理の各段階のリスクをカバーする保険	○		
	資金調達		18	本事業に必要な資金の確保	○		
			19	事業者が行う業務(調査、設計、工事、運転・維持管理等)に必要な資金の確保		○	
	物価変動		20	本契約において水道局と事業者との間で予め合意した価格改定条項の範囲内		○	
			21	上記以外のもの	○		
	構成企業		22	構成企業の能力不足等による事業悪化		○	
	債務不履行		23	局の責に帰すべき事由による事業の中止・延期(局の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など)	○		
			24	事業者の事由による事業の中止・延期(事業破綻、事業放棄など)		○	
	不可抗力		25	不可抗力のうち、通常の予見可能な範囲外のものであって、局及び事業者のいずれの責めにも帰さないもの ※ 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象(ただし、別途示す要求水準書(案)等に基準を定めたものにあつては、これを超えるものに限る。)をいう。	○(注2)		△(注3)
	施設・設備の損傷	調査、設計、工事段階	26	局の事由によるもの	○		
			27	上記以外の要因によるもの		○	
		運転・維持管理段階	28	局の事由によるもの	○		
			29	既設施設において、事業者の適切な管理の下で運転・維持管理が行われた場合	○		
			30	上記以外の要因によるもの		○	オペレーションミス、不適切な維持管理を含む
	調査、設計、工事及び運転・維持管理費用の増大		31	局の事由による調査、設計、工事及び運転・維持管理費用の増大(局の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○		
			32	上記以外の要因によるもの		○	
	調査、設計、工事及び運転・維持管理の遅延及び未完		33	局の事由による調査、設計、工事及び運転・維持管理の遅延及び未完(局の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○		
			34	上記以外の要因によるもの		○	
	技術進歩		35	設計、工事段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合		○	
	契約締結		36	局の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○		
			37	事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		○	
調査・設計	測量・調査	38	局が実施した測量・調査内容の誤りに関するもの	○			
		39	事業者が実施した測量・調査内容の誤り及び不足に関するもの		○		
	設計図書等の瑕疵	40	設計図書等の成果物の瑕疵		○		
	土壌汚染	41	局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○	土壌汚染除去も含む	
		42	上記以外のもの	○			
	地中埋設物	43	局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○		
		44	上記以外のもの	○			
	環境汚染物質(アスベスト、PCB等)	45	局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○		
	46	上記以外のもの	○				
上記以外に関するもの	47	局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○	資材置き場、残土置き場の確保も含む		
	48	上記以外のもの	○				
工事	局発注の工事	49	局が別途発注すべき撤去工事に係る設計・施工等が遅延した場合において、事業者が行う工事の遅延・未完・費用の増大	○(注4)			
	撤去・建設	施設性能	50	要求性能不適合(施工不良を含む。)		○	
		引渡前損害	51	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
運転・維持管理	既設施設(注5)	委託の発注	52	局が別途発注すべきメーカー定期点検に係る設計・履行等が遅延した場合において、設備故障や運転・維持管理費用の増大	○(注4)		
		施設性能	53	要求水準を満たすために、修繕・更新・撤去の必要が生じるリスク	○		
		施設瑕疵	54	事業者が修繕・更新を実施する以前に発見された瑕疵	○(注6)		
	新設施設	施設性能	55	事業者が修繕・更新を実施した後に発見された瑕疵		○	
		施設瑕疵	56	要求水準を満たすために、修繕・更新・撤去の必要が生じるリスク		○	
		57	事業者が工事期間に新設・更新した施設についての瑕疵		○		
	浄水処理・工業用水道施設の沈殿池清掃汚泥の処分	58	要求水準書(案)に規定する範囲内		○(注7)		
		59	上記を超えるもの	○			
	浄水処理施設からの排水量の変動	60	要求水準書(案)に規定する範囲内		○		
		61	上記を超えるもの	○			
ライフライン・消耗品	62	電気、ガス、薬品及び燃料等の供給が停止されるリスク		○			
	63	電気、ガス、薬品及び燃料等の使用量の変動リスク	○(注8)	○(注8)			
	64	浄水処理施設から排水処理施設に対する電気供給停止リスク	○(注9)				
発生土	品質	65	脱水ケーキの品質(浄水過程及び既設施設に起因するもの)	○			
		66	脱水ケーキの品質(上記以外に起因するもの)		○		
	67	震災等により発生土の処分(有効活用)が困難となる場合の経済的リスク		○(注10)			
事業終了	事業終了時の移管手続	68	施設移管手続に伴う諸費用の負担、事業者の清算手続に伴う損益等		○		
	事業終了時の施設状態	69	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○		
その他	上記以外のもの	70		○(注11)	○(注11)		

注1 局が手続きすべき許認可・届出をするに当たり、事業者が作成すべき書類の提出の遅延に関するものは除く。
 注2 事業者の管理業務の過失により発生した場合を除く。
 注3 当該リスクは水道局が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。
 注4 局が予算確保、設計、施工及び維持管理する上で必要な情報について、事業者の提供が遅延した場合は除く。
 注5 設計・工事期間外に水道局が発注する更新工事は、水道局がリスクを負担する。
 注6 更新時期について事業者の判断で局が要求水準書(案)で示す更新年度を超えたものは除く。
 注7 既設施設に起因するものは、水道局がリスクを負担する。
 注8 別途発注「西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)により変更される可能性がある。また、費用負担の詳細は、別途、要求水準書(案)で示す。
 注9 事業者が電気供給契約前の期間に限る。なお、事前に協議する浄水処理施設の定期的な電気設備点検等は除く。
 注10 やむを得ない理由で局が認める場合は、発生土の処分(有効活用)が実現できない場合でも業務不履行としない。
 注11 事由発生時に、局と事業者間の協議で、対応及び費用負担等を決定する。